

# 国民年金保険料 納付にお困りの方へ

問合せ 市民サービス課年金係  
岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納付が困難な方は、免除や猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

## 免除・猶予制度

### ▶ 保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者の方が、収入が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な時に、申請により保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主の前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害や失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

### ▶ 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が基準額以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

### ▶ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が基準額以下であれば、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。なお、若年者納付猶予・学生納付特例は保険料の免除ではありません。この期間の保険料を猶予期間内に納付しなければ、将来受け取る年金の額には反映されないため、ご注意ください。

## 各制度の申請期間

### ▶ 保険料免除制度・若年者納付猶予制度

平成24年7月から平成25年6月までの保険料

平成25年7月31日まで

平成25年7月から平成26年6月までの保険料

平成26年7月31日まで

### ▶ 学生納付特例制度

平成25年4月から平成26年3月までの保険料

平成26年4月30日まで

## 所得審査について

免除、猶予を受けるためには、所得審査の対象者の前年所得が、所得基準額以下でなければなりません。所得基準額は、世帯状況などによって変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ▶ 退職(失業)による特例免除制度

所得審査の対象者の中で、退職(失業)した方がいる場合、その方の所得を除いて審査します。

免除・猶予の申請には、年金手帳、印鑑のほか、申請の種類によって必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

## 未納の期間がある方へ 今からでも遅くありません。ぜひご相談を

保険料を納められなかった期間がある場合や届け出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものを受給できなくなったりすることがあります。このような方のために、次の制度がありますので、ご活用ください。

なお、これらの制度を活用して、3年以上さかのぼって納付する場合、経過した期間に応じて計算した額が上乘せされます。詳しくはお問い合わせください。

### ◆ 追納制度

保険料の免除・猶予を受けた場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受ける年金額が少なくなります。

しかし、免除・猶予を受けた期間の保険料は、10年分までさかのぼって後から納めることができ、年金受給額を増やすことができます。

### ◆ 後納制度(平成27年9月30日まで)

時効で納めることができなかった保険料を10年分さかのぼって納付できます。

この制度を利用することで、年金額が増えたり、年金受給資格を得られたりする場合があります。